

# 地域内フィーダー系統確保維持計画（案）

（名 称）西宮市都市交通会議

（代表者名）会長 今村 岳司

## 1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

西宮市は、市内に23の鉄道駅を有し、JR東海道本線・福知山線、阪急神戸本線、阪神本線等が運行され、また、この鉄道網を補完する形で、バス路線が市域全体に整備され、比較的公共交通機関が充実し交通至便な都市である。

しかし、市内には最寄りの鉄道駅やバス停留所への移動が困難な地域が点在しており、その中で生瀬地域は、山間部に位置していることから地形的勾配が急で、徒歩や自転車による移動が困難な地域となっている。また、当該地域の高齢化率は約29%（平成27年3月31日現在）と高く、自動車による移動が困難な高齢者等に対する日常生活に最低限必要な移動手段の確保が喫緊の課題となっている。

当該地域の最寄り鉄道駅周辺に、日常的な買物ができる店舗はあるが、多くの住民が必要とする医療、福祉を含んだ生活サービス施設を利用するためには、他の鉄道駅まで移動する必要がある。

当該地域の住民も最低限必要な移動手段（交通）の確保を地域の課題と捉え、コミュニティ交通の導入により課題解決を図るため、地域住民による「ぐるっと生瀬」運行協議会が組織された。持続可能なコミュニティ交通の実現に向け、合意形成を図りながら、地域住民主体による検討のもと運行計画が策定され、過去に計3回の試験運行が実施された。

試験運行の結果を踏まえ、交通事業者及び行政が協力し、地域住民主体の取組みによるコミュニティ交通を運行することで、地域公共交通の確保・維持を図る。

## 2. 地域公共交通確保維持事業に係る定量的な目標・効果

### （1）事業の目標

一日当たり輸送人員

年度		目標値
1年目	平成28年度	70人以上
2年目	平成29年度	85人以上
3年目	平成30年度	100人以上

※1年目は、第2回有料試験運行の結果（一日当たり輸送人員67人）を基に設定。

※3年目は、採算ラインの目安である一日当たり輸送人員100人を目標とし、地域住民主体の取組みによるコミュニティ交通の継続的な運行を目指す。

### （2）事業の効果

コミュニティ交通の運行により、移動の負担が軽減され、外出意欲の増進に伴う移動制約者等の社会参加を促進し、新たなコミュニティづくりと地域の活性化に寄与することが期待される。

<b>3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>①予定している時刻・運行予定期間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年始の3日間（1月1日～1月3日）を除く平日午前8時台から午後5時台</li> <li>・平成27年10月1日運行開始予定</li> </ul> <p>②運行事業者の決定の経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回有料試験運行にあたり、「ぐるっと生瀬」運行協議会による公募型プロポーザル方式にて運行事業者を選定（選定者：「ぐるっと生瀬」運行協議会、アドバイザー、西宮市）</li> </ul> <p>③地域内フィーダー系統の補足（要綱別表7のハ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道駅（JR生瀬駅、JR・阪急宝塚駅）及び阪急バス株式会社が運行する路線のバス停留所に接続</li> </ul>
<b>4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付</p> <p>※運行経費から運行収入及び国庫補助金の合計額を差し引いた金額については、西宮市が助成を実施する予定である。</p>
<b>5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</b>
<p>阪急タクシー株式会社</p>
<b>6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法</b>
<p>該当なし（補助対象者が法定協議会ではないため）</p>
<b>7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要</b>
<p>該当なし（地域内フィーダー系統確保維持計画のため）</p>
<b>8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧</b>
<p>該当なし（地域内フィーダー系統確保維持計画のため）</p>
<b>9. 地域公共交通確保維持事業を行う地域の義洋</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p>
<b>10. 車両の取得に係る目的・必要性</b>
<p>運行経路が狭隘かつ急勾配である等の地形的条件から14人乗り小型バス1台を取得し運行する。また、車両構造は車イス対応ではないが、より多くの利用者数の確保、事業効率性を重視し持続可能な運行を目指す。</p>
<b>11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果</b>
<p>運行初年度は一日当たり輸送人員70人以上を見込んでおり、3年目となるH30年度には事業採算ラインを確保することを目標とする。</p> <p>なお、当該車両を新たに取得することで、これまでの公共交通機関では地形的条件等から対応できなかった地域の実情に応じたコミュニティ交通の運行が可能となる。</p>
<b>12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額</b>
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」及び「表7」を添付</p>

**13. 老朽化の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画**

該当なし（減価償却費等国庫補助金のため）

**14. 協議会の開催状況と主な議論**

平成 26 年 1 月 21 日 第 1 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ交通検討に係る市の考え方を説明</li> <li>・生瀬地区の取組み、無料試験運行※1の結果を報告</li> <li>・第 1 回有料試験運行※2の計画を報告</li> </ul>
平成 26 年 3 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 (全体会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回有料試験運行※2の途中経過を報告</li> </ul>
平成 26 年 9 月 19 日 第 2 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 1 回有料試験運行※2の結果を報告</li> <li>・第 2 回有料試験運行※3の計画を報告</li> </ul>
平成 27 年 3 月 27 日 第 5 回西宮市都市交通会議 (全体会議)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回有料試験運行※3の途中経過を報告</li> </ul>
平成 27 年 5 月 19 日 第 3 回西宮市都市交通会議 地域公共交通分科会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第 2 回有料試験運行※3の結果を報告</li> <li>・本格運行（平成 27 年 10 月予定）について協議し、合意</li> </ul>
平成 27 年 5 月 22 日 第 4 回宝塚市地域公共交通会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格運行（平成 27 年 10 月予定）について協議し、合意</li> </ul>

※1 平成 24 年 10 月 15 日～19 日（平日 5 日間）無料試験運行を実施

※2 平成 26 年 3 月 3 日～31 日（平日 20 日間）第 1 回有料試験運行を実施

※3 平成 26 年 10 月 1 日～平成 27 年 3 月 31 日（平日 119 間）第 2 回有料試験運行を実施

**15. 利用者等の意見の反映状況**

運行計画及び利用促進策は、地域住民等より構成する「ぐるっと生瀬」運行協議会において、協議を重ね合意形成を図った。また、広く地域住民の意見を聴取するために各自治会において個別に説明会を開催し、地域住民の意見を反映した。

**16. 協議会メンバーの構成**

西宮市都市交通会議委員（          ：地域公共交通分科会委員）

住民又は利用者代表	公募委員（2 名） 西宮コミュニティ協会 副理事長
都市交通に関する有識者	大阪大学コミュニケーションデザイン・センター 特任教授 愛媛大学大学院理工学研究科生産環境工学専攻 教授 モビリティコンサルタント ジャーナリスト
公共交通事業者又はその指名する者	西日本旅客鉄道株式会社 企画課(経営戦略)担当課長 阪急電鉄株式会社 都市交通計画部長 阪神電気鉄道株式会社 工務部長

	阪急バス株式会社 取締役自動車事業部長 阪神バス株式会社 業務部長 みなと観光バス株式会社 代表取締役
公共交通事業者関係団体の職員又はその指名する者	兵庫県交通運輸産業労働組合協議会 阪神地域協議会議長 公益社団法人兵庫県バス協会 専務理事 一般社団法人兵庫県タクシー協会 推薦委員
道路管理者又はその指名する者	国土交通省近畿地方整備局兵庫国道事務所 計画課長 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 道路第2課長 西宮市土木局 道路公園部長
公安委員会の長又はその指名する者	兵庫県西宮警察署 交通第一課長
地方運輸局長又はその指名する者	国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部輸送部門 首席運輸企画専門官
関係行政機関の職員	国土交通省近畿運輸局企画観光部 交通企画課長 国土交通省近畿地方整備局建政部 都市整備課長補佐 兵庫県県土整備部県土企画局 交通政策課長 兵庫県県土整備部土木局道路街路課 街路担当参事 兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所 所長補佐
西宮市職員	西宮市都市局 都市計画部長
西宮市長	西宮市長
<b>17. 地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例を受ける場合は、対象とする系統について、利用促進に向けた継続的かつ計画的な取組の内容並びに当該取組の実施主体及び推進体制並びに当該系統の輸送量の増加目標</b>	
該当なし（地域内フィーダー系統確保維持計画のため）	

※4.（表2）及び12.（表7及び表7-1）については、地域公共交通確保維持事業を行う事業者ごとに作成すること。

※6. については、活性化法定協議会を補助対象事業者としない場合において、記入を要しない。

※7.（表3）及び8.（表4）については、要綱第17条に基づく生活交通ネットワーク計画について、作成を要しない。

※9.（表5）については、地域内フィーダー系統確保維持事業を行う場合において、当該系統が運行される市町村について作成すること。

※10. ~13. については、車両の取得を行わない場合において、記入を要しない。

※17. については、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統確保維持事業の特例措置を行わない場合において、記入を要しない。